

以下の〔事案〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事案〕

Xは、オーストラリア在住のジャーナリストであり、父A(本件係争中に死亡)とイルカの処遇改善を目指す NPO 法人を設立した。近年国際的な非難を受けている古式捕鯨で有名であり、捕鯨を産業としている町である被告Yは、イルカなどの水族と捕鯨に関する資料の収集、および水族の飼育・展示を目的とするY町立くじらの博物館(以下「本件博物館」)を設立・運営している。

平成 26 年 2 月 5 日に、Xは、A、オーストラリアのドキュメンタリー番組のクルー、および日本人の弁護士と通訳とともに本件博物館に入館した。しかし、Xらは、イルカショー終了後、事前の許可なく館内で撮影・取材した。撮影・取材について副館長Cに責任者などを尋ねられたが、何も答えず、その直後退館した。4 日後の 2 月 9 日に、XとAは反捕鯨団体を示す服装をし、Aは眼鏡に取り付けた小型カメラとハンドカメラを持ち、Xもカメラ付き携帯電話を持って 2 人で本件博物館を再度来館した。館長Bは、XとAが 5 日に来館した団体の一員であることを認識し、Y 町立くじらの博物館条例 10 条 2 号、3 号に基づき、Xの入館を拒否する方針を固め、本件博物館職員に「捕鯨反対の方は博物館には入館できませんのでご注意ください」と英語と日本語で書かれたブラカード(以下「本件ブラカード」)の呈示と入館拒否を指示した。そのため、当該職員が、本件ブラカードを提示し、Xらの入館を拒否した(以下「本件入館拒否」)。

そこで、X は、本件入館拒否によって、反捕鯨運動の前提となる捕鯨の歴史理解に関する情報入手が妨げられているが、それは憲法上の権利を侵害する違法なものであるとして、国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めている。

〔設問〕 X の側から、相手方からの反論も想定しつつ、憲法上の主張をしなさい。なお、人権享有主体性及び平等原則については触れなくてよい。

〔参照条文〕

(1)Y町立くじらの博物館条例

1条(設置)

博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、本件博物館を設置する。

3条(目的)

本件博物館は、鯨類及びその他の水族並びに捕鯨の関係資料等を収集し、鯨類及びその他の水族を飼育すると共に、これを展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すると共に、これらの資料に関する調査研究をすることを目的とする。

10条(入館の拒否及び退館)

次の各号の一に該当するものに対しては入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

1 公安又は風俗を乱し、その他、他人の迷惑になるおそれがあるとき。

- 2 係員の指示に従わないとき。
- 3 その他管理上支障があると認められるとき。

(2)Y 町立くじらの博物館規則

6条(禁止行為)

博物館の管轄区内で次の行為をしてはならない。(1号～5号は省略する。)

- 6 その他館長が博物館の管理上支障があると認めた行為

(3)博物館法

- 18 条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

〔出題の趣旨〕

本問は、くじらの博物館入館拒否事件(和歌山地判平成28年3月25日判例集未搭載[LEX/DB 25543007])を素材にしたものである。本件の評釈類として、柴田堯史「判批」新・判例解説 Watch (WEB版)、木下昌彦「博物館の管理と情報摂取の自由」月刊地方自治825号4頁(2016年)などがある。本件では、捕鯨反対という思想・良心に基づく不利益取扱いや差別、条例上の根拠の有無も争われているが、作問にあたって、これらの論点には触れなくてよいように調整してある。

本問で問いたいのは、①Xの利益がいかなる法的な建付けの下で制約されているか、②Xの被制約利益に憲法上の保護が及んでいるか、③Yによる制約が正当化されうかなどの点である。

具体的には、①につき、博物館という施設の性質をどのように／どの程度、考慮に入れるか、②については、反捕鯨運動家の捕鯨運動につき「情報を摂取する権利」が憲法の何条で保障されるか、③につき、合憲限定解釈の可能性や合憲性判断枠組みの定立が問題になる。

全体としては、泉佐野市民会館事件やよど号ハイジャック記事抹消事件などの先例が参考になるだろう。

〔採点方針・基準〕

全体の方針

- (1) 全体で50点満点とし、50点以上は50点とみなす(すべての採点ポイントを満点とすると90点になる)。
- (2) 以下の諸点が説得的に検討され、自らの主張に結びついている限り、論証の順序は採点の対象としない。

① 問題の所在の理解(20点)

(ア) 博物館の性質を適切に検討しているか(10点)

観点:パブリック・フォーラムとの異同について触れているか。触れていないにせよ、全体の論旨から意識していることがうかがわれるか。

A(10～8点): 博物館が一般公衆に一定の情報提供機能を担っており、正当な理由のない入館拒否は憲法で保障される情報摂取の自由の制約にあたることが十分に論証されている。

B(7～5点): Aほどの論証はないが、博物館がパブリック・フォーラム(類似)の施設であることの指摘がなされ、何らかの形で判断枠組みの導出に結びつけられている。

C(4～2点): 全体の論証との関係は不明確ながらも、何らかの形でパブリック・フォーラムや泉佐野市民会館事件における「公の施設」の性質の検討を参考にしていることがうかがわれる。

D(1～0点): もっぱら条例や本件入館拒否の合憲性の検討のみに終始し、博物館の性質を考慮に入れていない。

(イ) 制約がどのような法的建付けのもとで引き起こされているか(10点)

観点: 条例の規制の目的、本件処分目的、条例によって制約される利益、本件処分によって制約される利益が適切に評価されているか。

A(10～8点): 条例、本件入館拒否それぞれについて規制によって保護しようとする利益、規制の対象、その狙いが的確に分析され、特定されている。

B(7～5点): Aほどの確ではないが、条例、本件入館拒否それぞれにAに示した点が検討されていることがうかがわれる。

C(4～2点): 全体の論証との関係は不明確ながらも、条例、本件入館拒否それぞれにAに示した点が検討されていることがうかがわれるとも評価できる。

D(1～0点): ほぼ検討されている余地がうかがわれない。

② 規範定立(35点)

(ア) 博物館において情報を摂取する利益に適切な憲法上の根拠を与えているか(10点)。

観点: 憲法21条1項が「情報の自由な流通の権利」として把握されている理由を適切に示したうえで、情報を摂取する自由が「情報の自由な流通」の一環に位置づけられている。
(または) 憲法13条が保障する「幸福追求権」の一環として情報を摂取する自由が位置づけられている。

A(10～8点): 憲法21条1項が保障される根拠(表現の自由の価値)を踏まえつつ、「情報の自由な流通の権利」を導いたうえで、Xにおける入館行為が憲法21条1項で保障される「情報摂取の自由」で保障されることが説得的に論証されている。
(または) 憲法13条が保障する「幸福追求権」の内実、人権の発展の権利が存することがその保障根拠とともに論証され、(たとえばプライバシー権の発展を参考にしつつ)Xの「情報摂取の自由」がかかる人格発展の権利の一内容として、憲法による保障をうけるべき具体的な内実をもつ権利であることが論証されている。

B(7～5点) 本件で制約されているのがXの「情報摂取の自由」であることを指摘したうえで、それが憲法21条1項や13条で保障されていることに論及するが、その論証がやや粗雑である。

C(4～2点) 本件で制約されるXの具体的な利益に関する論証がなく、安易に憲法上の権利の制約があるとだけ指摘するにとどまる。

D(1～0点) A～Cのどの基準からも評価できない。

(イ) 違憲審査の対象が適切に検討されているか(10点)

観点: 合憲限定解釈、裁量審査、法令審査などが適切に選択されているか。

論証パターンの例

- * 明確性→規制が許容される範囲の検討→合憲限定解釈の可否→あてはめ
- * 規制が許容される範囲の検討→明確性→合憲限定解釈→あてはめ

* 裁量があることの論証→裁量統制の枠組み→あてはめ

などが考えられる。

A(10～8点): 条例の違憲性、本件入館拒否の違憲性をそれぞれ区分して検討し、それぞれをどのような観点から審査することが説得的に論じられている。

B(7～5点): 文面違憲、法令違憲、適用違憲、裁量審査などの審査対象・手法がそれなりに適切に選択されているものの、そのように考える理由が説得的に展開されていなかったり、

その論証に一貫性が欠けるところが目立つ。

(例) 文面審査をすると主張するのに、法令の必要性・合理性の検討に留まる。

(例) 裁量審査をすると主張するのに、本件条例が裁量を認めているかの検討が欠けている。

(例) 法令違憲を主張しているのに、過度に個別の事情を読み込みすぎたり、本件入館拒否にかかわる事情を読み込んでいたりする。

C(4～2点): 憲法上の主張として、何を審査の対象としているのかを読み取ることができない。

D(1～0点): A～C の基準のいずれからも評価できない。

(ウ) 憲法上の根拠、法令違憲・適用違憲などの主張を踏まえ、適切な判断枠組みを設定しているか(15点)

観点: 憲法 13 条や 21 条と明確性の原則、厳格審査、利益衡量、相当の蓋然性など

A(15～12点): それぞれの審査対象につき適切な判断枠組みが説得的に展開されている。

(例) 文面審査→明確性

法令審査→法令の必要性・合理性→明白かつ現在の危険の基準、厳格審査基準(やむにやまれぬ政府利益の保護のために、Narrowly Tailored な手段か)、厳格な合理性の基準(本件規制が行われたとしても、他の情報摂取手段が十分に残っているかどうか)など

適用審査: 合憲限定解釈(その場合は、明確性の検討が必要。札幌税関事件上告審参照)や憲法適合的解釈(泉佐野市民会館事件上告審参照)を経て、本件入館拒否

が、

条例で許されないものとする評価。

(または) (合憲限定解釈や憲法適合的解釈を施したうえで／合憲限定解釈等が不可能であると評価したうえで) 本件条例の適用類型から、本件におけるXの情報摂取行為が除外されないとしても、なおXの情報摂取行為は憲法上保障されなければならないというという主張。

B(11～8点)：それぞれの審査対象について、判断枠組みがおおむね適切に設定されているように見えるが、その説得力に欠ける。

C(7～4点)：何らかの判断枠組みが設定されているものの、およそ適切でないか、その趣旨が不明である。

D(3～0点)：判断枠組みが設定されていない。たとえば、「公共の福祉による制約を受けるが、その範囲外」や「厳格に審査されなければならない、違憲」といった評価に留まる。

③ あてはめ(20点)

定立した規範との関係で、問題文中に示された諸事情が十分に評価されているか。

例 本件博物館の具体的な性質

Xが反捕鯨運動家であること

以前に、Xが無許可撮影を行っていたこと

プラカードによる警告

A(20～15点)：設定された規範との関係で、個別の事情が余すところなく適切に評価されている。

B(14～10点)：設定された規範との関係で適切に個別事情が評価されているが、やや不十分な点がある。

C(9～5点)：個別事情が評価されていることがうかがわれる。

D(4～0点)：個別事情を無視していると言わざるをえない。

④ 全体の構成(15点)(ここは、採点者の裁量に委ねられているとご理解ください han)

相手方の反論が適切に踏まえられているか(10点)

全体として、憲法上の主張にふさわしい論理構成になっているか(5点)

<解答例>

第一 問題の所在

本件入館拒否は、条例 10 条 2 号及び 3 号を根拠に行われたものである。条例 10 条 2 号及び 3 号は、博物館の管理上問題となる行為をするおそれのある者につき、入館を拒否するものである。これにより入館を拒否された者は、博物館が提供する情報の摂取が妨げられる。情報の摂取は、情報の自由な流通の権利を保障した憲法 21 条 1 項により保障されるものであり、したがって、本件条例 10 条 2 号及び 3 号は、かかる権利を制約するものである。しかしながら、このような制約は、憲法上正当化されえない。第一に、条例 10 条 2 号及び 3 号には、博物館の管理上問題となる行為が何かを特定しておらず、不明確である。第二に、管理上問題となる行為をする「おそれ」にとどまる者についても入館を拒否するのは、情報の自由な流通の権利に対する過剰な制約である。したがって、条例 10 条 2 号及び 3 号は、憲法 21 条 1 項に反するものとして、違憲無効であり、そのような条例に基づく本件入館拒否も違法なものである。

さらに、かりに本件条例 10 条 2 号及び 3 号が合憲であるとしても、本件における X の情報摂取行為は、極めて穏当なものであり、そこに博物館管理上の問題となりうる「おそれ」など存在しない。にもかかわらず、館長 B は、本件入館拒否をしたものであり、本件入館拒否は、本件条例 10 条 2 号及び 3 号に反する違法なものであるばかりでなく、憲法 21 条 1 項に反するものである。

第二 憲法上の権利の制約

憲法 21 条 1 項は、「言論、出版その他一切の表現の自由」を保障する。憲法が表現の自由を保障するのは、それがいわゆる自己統治の価値と自己実現の価値に加えて、真理発見の機能を有するからである。表現の自由が有するこのような価値を踏まえれば、表現の自由は、特定の思想や意見の表明だけでなく、広く情報の自由な流通が公権力によって妨げられないことを意味すると解される。そして、本件において X は本件博物館に入館し、その展示資料等を閲覧することによって情報を摂取しようとしているのであり、かかる情報の摂取もまた憲法 21 条 1 項によって保障されるというべきである。

もともと、この点、Y 市からは、X は捕鯨反対運動を展開するものであり、本件博物館で情報を摂取する意図はないと反論されるかもしれない。しかし、捕鯨反対運動を展開しているからといって、情報を摂取する必要がないわけではなく、反対運動のためには、相手方の言い分を十分に把握する必要もある。したがって、Y 市の反論は説得的でない。

第三 法令違憲の主張

本件入館拒否は、条例 10 条 2 号及び 3 号に基づいてなされている。条例 10 条が 1 号のほか、2 号及び 3 号のような規定を置いているのは、「鯨類及びその他の水族並びに捕鯨の関係資料等を収集し、鯨類及びその他の水族を飼育すると共に、これを展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すると共に、これらの資料に関する調査研究をする」(条例 3 条)という博物館の設置目的に鑑み、そのような博物館の設置目的にとつ

コメント [NK1]: このような問題の所在の叙述は、必ずしなければならないものではない。しかし、このように書いておく方が、事件の法的な図式を明らかにできるという点で採点者のみならず解答作成者にとっても至便であろう。

多くの学生は、ここを一行程度で済ませる答案を書くのだが、(答案にどの程度反映するかは別にして) これくらい丁寧に分析する必要がある。

採点項目 ① (イ)、② (ア)、(イ)

コメント [NK2]: 本問では、X の入館希望が、反捕鯨という自らの主張を公に述べる活動の一環としての側面だけでなく、自らの知見を深め、捕鯨の真実を知りたいという側面があることにも注目したい。そこで、真理発見の機能を強調している。

コメント [NK3]: 情報の摂取という利益が、憲法 21 条 1 項によって保護されるというだけでなく、その理由づけも丁寧に行いたい。

採点項目 ② (ア)

て障害となるような行為をするおそれのある者を類型化し、そのような者については、入館後に障害となる行為をした者に退去を求めるのではなく、入館時に予め入館を拒否するという考え方に基づくものである。

しかしながら、すでに述べたように、入館拒否によって、情報の自由な流通の権利が制約されること、かかる権利が自己統治の価値や真理発見の機能を有する表現の自由の一つとして憲法 21 条 1 項によって保障されることに鑑みれば、かかる制約は、①制約を受ける行為ができる限り明確に特定されていること、②重要な利益の保護を達成するために、必要最小限のものであることを必要とする。

1 本件条例10条2号及び3号の不明確性

まず、①の点について、表現の自由を制約する条例は、可能な限り明確なものでなくてはならない。なぜなら、制約の対象となる事情や行為が十分に明確に特定されてない条例は、表現行為を委縮させるだけでなく、公権力による規制が恣意的になるおそれもあるからである。このような事態を生じせしめれば、情報の自由な流通によって果たすことが期待される自己統治や真理の発見は実現しない。したがって、制約の対象となる事情や行為が不明確な場合には、それだけで違憲と評価されるべきである。

もちろん、法規は一般的にその文言の表現力に限界があり、一定程度の抽象性を有する面は避けがたい。また、条例については、法規以上に文言が抽象的である場合が少なくない。しかし、そのような点を加味しても、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に入館を禁止される事情が何かの判断を可能にするような基準を読み取れない場合には、不明確だと評価するほかない。そして、本件条例10条2号及び3号からは、かかる基準は読み取れず、違憲である。

これに対して、Y 市からは、条例10条2号及び3号は、博物館の設置目的にとって障害となるような行為をおこなうおそれのある場合であり、そのような基準は、本件条例3条及び規則6条に鑑みれば、通常の判断能力を有する一般人であれば、容易に理解できるという反論が考えられる。しかし、かかる基準は、その規定自体から読み取ることができる場合でなければならず、「係員の指示に従わないとき」とか「その他管理上支障があると認められるとき」といった規定からは、そのような基準は必ずしも読み取ることができない。

2 本件条例10条2号及び3号の不合理性

次に、②の点について、表現の自由を制約する条例の合憲性は、表現の自由が自己統治や真理発見の機能に結び付いていることに鑑み、できる限り厳格に審査されなければならない。

この点、Y 市からは、本件博物館は、Y 市が設置・管理するものであり、Y 市は管理者として、誰を入館させるかなどの点につき、広範な管理権を有するところ、本件条例もかかる管理権の行使の一環として定められるものであるから、厳格な審査はなじまないという反論が予想される。しかし、博物館が一般公衆の利用に供されているのは、まさに人々の情報摂取のためであるのであって、博物

コメント [NK4]: 多くの答案で、このような規制の趣旨や狙い、効果などの分析が欠けているが、こういう部分も丁寧に書くべきである。

採点項目② (イ)

コメント [NK5]: ①が文面違憲の主張で、②が法令違憲の主張である。

コメント [NK6]: 徳島市公安条例事件、札幌税関事件をそれぞれ対比し確認しよう。萎縮効果だけに言及するのは判例の理解が若干甘い。

コメント [NK7]: 徳島市公安条例事件参照。不明確性の危険→一般人に基準が読み取れるかというのみの論証は説得力がない。不明確な規律は許されない→けれども法規の表現力には限界がある→そこで少なくとも一般人から基準が読み取れる程度の明確性が必要という論理だからこそこの規範が出てくるのである。

採点項目 2 (ウ)、

コメント [NK8]: この部分はもっと検討するほうがよいが、Y 市の反論でも触れるところなので、あつさり書いている。

コメント [NK9]: 採点項目④

館を利用しようとする人に対して、管理者が正当な理由なく入館を拒否するときは、憲法が保障する情報摂取の自由の不当な制限につながる。このような観点からすると、管理者が、適正な管理権の行使以外の理由から、入館を拒否しうるのは、入館を認めることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる具体的な危険がある場合に必要最小限の手段としてのみ認められるというべきものである。

この点、本件条例10条2号及び3号は、そのような範囲を超えて入館を制限しうるものであり、違憲だというほかはない。まず、本件条例10条2号は、「係員の指示に従わないとき」に入館拒否ができるものとするが、係員の指示には、多様なものが想定されるのであって、上に指摘したような具体的な危険がある場合にのみ限られるわけではない。したがって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる具体的な危険がある場合の必要最小限の手段とは評価できない。また、同3号は、「その他管理上支障があると認められるとき」に入館拒否ができるというが、管理上の支障にも多様なものが想定される、したがって、この点でも他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる具体的な危険がある場合の必要最小限の手段とは評価できない。

これに対して、Yは、管理上の支障には多様なものが想定されるからこそ、それを広く想定した規制が必要であり、その点で、本件条例10条2号及び3号は合理性があり、必要な規制だと主張することが考えられる。しかし、博物館が、一般公衆の「情報摂取の自由」を叶える施設であることに鑑みれば、一定の管理上の支障があるからといって、それだけで入館を拒否することは許されないであり、かかる主張は失当である。

第四 適用違憲の主張

以上のように、本件条例10条2号及び3号は、憲法21条1項に反し違憲であるというべきであるが、仮に合憲だと考えるとしても、本件入館拒否は、本件条例10条2号及び3号に反する違法なものであり、ひいてはXの情報摂取の自由を制約するものとして違憲だというべきである。

まず、本件条例10条2号及び3号が合憲であるとしても、すでに2で述べたような諸点からして、これらの規定に基づいて入館を拒否できるのは、「入館を許可することによって、施設の管理や他の基本的人権に具体的な危険が及ぶ場合」に限るものと解するべきである。

これを前提として、本件入館拒否について検討するに、本件入館拒否は、Xが捕鯨反対の意見を持っているというだけの理由で行われている。かかる理由だけでは、他者の基本的人権はもとより、施設の管理に具体的な危険が及ぶとは言えない。したがって、本件入館拒否は、本件条例10条2号及び3号に反するものであり、ひいては、憲法21条1項に反するものである。

これに対して、Y市からは、Xらが、以前、館内で無許可に撮影等を行っていたことを挙げ、他者基本的人権や施設の管理に具体的な危険が及ぶことが想定されるという反論がありうる。しかし、そもそも、館内で撮影を行うことが予見されるということだけで入館拒否ができるということになれば、何らかの撮影機材を持って入館する者はすべてそのようなおそれがあることになりかねない。したがって、館内で撮影を行っていたという事実だけで、そのような具体的な危険が発生するとはいえない。

コメント [NK10]: パブリック・フォーラム論を意識した論述。もちろん、真正面から本件博物館のパブリック・フォーラム類似のものであることを論証することもひとつの手である。

採点項目①（ア）

コメント [NK11]: この部分の検討を踏まえて、超える部分については合憲限定解釈ないし憲法適合的解釈を用いて適用しないという構成もありうる（泉佐野市民会館事件参照）。この答案では、この部分を適用違憲の主張で検討している。

コメント [NK12]: 採点項目2（ウ）、3、4

コメント [NK13]: 泉佐野市民会館事件参照。この点、2号が事前に係員の指示がなされることを前提としている点を評価した方がなおよいが、Y市側に有利になりがち。なお、ここでは「具体的な危険」としているが、もちろん「明白かつ現在の危険」を要求することも（純粋表現でないだけに疑問は残るが）ありうるし、「明らかな差し迫った危険」（泉佐野市民会館事件参照。ただし、本件博物館が純粋に「集会の用」に供されているわけではないことをどのように

コメント [NK14]: 本問ではそのような事情はないが、仮に博物館周辺で「反・反捕鯨運動」が盛り上がり、Xらと一触即発の状況であるとしたら、敵対的聴衆の法理（泉佐野市民会館事件参照）をめぐって攻防す

コメント [NK15]: このほか、プラカードによる警告が行われているという反論もありうる。しかし、時間的にプラカードの警告と入館拒否とが緊密であることを考えれば、そのような反論も説得力はない

五 結論

以上の次第で、本件入館拒否は違憲である。

(約3500字)

- * 採点基準にも示したように、必ずしもこのフォーマットでなくても必要な点に触れられていればよい。
- * 解答例は解説の意味も込めて、相当に丁寧に書いている。「あなたの見解」まで含めて立論するパターンでは、解答のどこかで、適切に反映されていれば足りる。

*** 採点担当の先生方へ**

採点基準の作りこみが甘くて申し訳ありません。

ご指摘・ご質問は n-katagiri@lawschool.osaka-u.ac.jp までお寄せいただければと思います。

泉佐野市民会館事件参照。この点、2号が事前に係員の指示がなされることを前提としている点を評価した方がなおよいが、Y市側に有利になりがち。なお、ここでは「具体的な危険」としているが、もちろん「明白かつ現在の危険」を要求することも（純粹表現でないだけに疑問は残るが）ありうるし、「明らかな差し迫った危険」（泉佐野市民会館事件参照。ただし、本件博物館が純粹に「集会の用」に供されているわけではないことをどのように考えるかは残る）や「高度の蓋然性」を要求することもありうる。他方で、Y市側からは「相当の蓋然性」（よど号ハイジャック記事抹消事件参照）で足りるという反論もありうる。

採点項目 2（イ）、（ウ）

本問ではそのような事情はないが、仮に博物館周辺で「反・反捕鯨運動」が盛り上がり、Xらと一触即発の状況であるとしたら、敵対的聴衆の法理（泉佐野市民会館事件参照）をめぐって攻防することもあると考えられる。

採点項目 3、4

このほか、プラカードによる警告が行われているという反論もありうる。しかし、時間的にプラカードの警告と入館拒否とが緊密であることを考えれば、そのような反論も説得力はない。

採点項目 3、4